

令和6年度第6回南相馬市原町区地域協議会 会議録

日 時：令和6年10月25日（金）13時30分～14時55分

場 所：南相馬市役所 本庁舎3階 第1会議室

委 員：15名

（委員数10名）

会 長 平間 勝成	副会長 志賀 ゆかり	委 員 逢坂 晃
委 員 小林 五月	委 員 坂下 悦子	委 員 鎌田 文代
委 員 貝塚 大暉	委 員 中村 博之	委 員 藤原 ヒロ子
委 員 長川 清隆		

欠席委員 5名

委 員 前田 一男	委 員 鈴木 洋道	委 員 田中 章広
委 員 半谷 眞知子	委 員 鈴木 香織	

説明者：

農政課 課長 門馬 修一
農政課 振興係長 大谷 公伸、環境整備係長 郡 亮二
こども育成課 課長 小沢 穂波
こども育成課 幼児育成係長 原 郁恵
こども育成課 幼児育成係 副主査 荒 裕樹

事務局：

原町区地域振興課 課長 戸浪 誠
原町区地域振興課 課長補佐 舘野 幸一郎

1 開会

○事務局

委員の過半数が出席のため、会議の成立を確認。

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

長川清隆委員、逢坂晃委員を指名。

(2) 書記の指名

原町区地域振興課 舘野課長補佐を指名。

(3) 報告事項

南相馬市営農共同給水施設設置条例及び関連規則の廃止に係るパブリックコメント手続の実施について

農政課 資料 に基づき説明

南相馬市基礎雌家畜の貸付及び譲渡に関する条例及び関連規則等の廃止に係るパブリックコメント手続の実施について

農政課 資料 に基づき説明

南相馬市米の放射性物質検査に係る令和 7 年産米以降の検査体制について 農政課 資料 に基づき説明

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

こども育成課 資料 に基づき説明

南相馬市営農共同給水施設設置条例及び関連規則の廃止に係るパブリックコメント手続の実施について
--

○小林委員

この水源はどこなのか教えてください。

○農政課

小高区の北部簡易水道で地下水になります。

○志賀委員

地域の住民の方のニーズがない、老朽化により撤廃する、廃止であれば当然妥当だと思うので私としてはそれでよろしいと思う。

○小林委員

行政区長さんと、多分農業に従事している方のヒアリングだと思うが実際に若い連中が車汚れたから行って車洗うというニーズはなかったのか。

○農政課

震災後、そういったニーズはないというヒアリング結果になっております。ニーズがない根拠は既に上水道が通っているので、4ヶ所の施設まで行き、車を洗うというニーズはないということになります。

○小林委員

結果的に有料で水を出せることになるが資料によると、2019年度以降電気水道が止められており、使用することができない状況であったとされているのでその期間は6、7年になると思うが利用したくてもできないという苦情は全くなかったのか。

○農政課

長年使用されていない事実もあり、今後も使用しないとの回答を得ておりますので電気が通って給水されていたら使いたいというヒアリング結果はありませんでした。

○小林委員

ごく一部の行政区長さんに対してのヒアリングであって、多分パブリックコメントはあると思うが、結果的に一般の方が本当は使いたいという要望があればこのパブリックコメントに出てくるかもしれない。そういう考えのもとに今回やるという形でと受けとめてよろしいか。

○農政課

補足させていただくと、利用する際には105円のコインが必要になります。震災前はその管理を行政区長にお願いしておりました。震災後、区長さんのと

ころにコインを買いに行き、また車を移動させるのは今のニーズに合っていないですし、ガソリンスタンドの洗車機を利用する方も多く、農業用水でも利用しにくい状況になっている現状があります。

南相馬市基礎雌家畜の貸付及び譲渡に関する条例及び関連規則等の廃止に係るパブリックコメント手続の実施について説明

○長川委員

鹿島区も原町区にもすでにこのような制度がない。小高区の1軒からしかヒアリングができないこの状況で、パブリックコメントをやる意味があるのか。知り合いの獣医から聞いたことがあるが、種付け料は決まっているし、妊娠する妊娠しないは牛の責任になるという、そのような内情を良く知らないという意見を出せないと感じる。パブリックコメントは制度だから仕方ないとは思いますがどうなのか。

○事務局

パブリックコメントについては、市の条例がありましてその中で規則条例等改正するものについては、コメントを実施するというような形になっています。対象範囲はないのですが、その条例規則を改正するという中で実施することになっていますので、意見の中心部分は狭いかもしれませんが、多くの市民の方に知っていただいて、その中でご意見を出していただくということになっています。

基本的には、条例の廃止や改正の時には必ずパブリックコメントを実施、その前段、地域協議会の方に報告をさせていただくという流れとなっています。

○長川委員

わかりました。

○小林委員

牛を飼っている方が雌牛を買うことが資金的に苦しいため、市が肩代わりして、資金難を解決目的としたのがこの条例です。条例案の通りパブリックコメントをかけることで、他の牛や豚を飼っている方たちから意見が出ることも考えられるのでパブリックコメントは必要だと思う。流れ的には資金的に苦しい方向けにこの制度があったのかと思うがどうなのか。

○農政課

小林委員のお見込みの通り、現金収入が入るまで2年間という長い歳月がかかるため、その畜産振興のためにお母さん牛を増やし、増産していかなければならないのが課題であり、その課題解決のために当時旧小高町がこのスケジュールを作ったという形になります。

南相馬市米の放射性物質検査に係る令和7年産米以降の検査体制について説明

○小林委員

国が定める基準値とは100ベクレルか。

○農政課

100ベクレルです。

○小林委員

別の資料で検査結果が令和2年から令和5年度でみるとどんどん下がっている。実際には南相馬市で全量全袋検査を高いところ低いところ中間のところで把握されていると思うが、モニタリングはそのところを重点的にやるという考えなのか。

○農政課

モニタリング検査に移行した場合は、検討を協議して場所を決めるようになりますが、高いところ低いところ様々あるというよりは資料に載っている値は特定の生産者の場所という現状があります。代表的な田んぼが多くあるようなところから検討するようになりますが、県と協議しながら、最終的には県が決めるという形になっています。

○小林委員

ここは原発事故でこういう政策をしなくてはならないのはわかるが、他の地域、福島県でもいいし、茨城でもいいですしどこでも良いが放射性物質はどのぐらいの値なのか。自然界の放射性物質もあるだろうし実際はどのぐらいなのか。

○農政課

放射性物質と申し上げてもセシウム以外にも、カリウムも当然ございますし、どのような植物でも微量が入っています。バナナとか、お味噌汁とか、そういったものも全て入っているんで、その中で安全か安全かないじゃないかという基準を一つ、国が設けて、食品であれば 100 ベクレルという基準があります。米については、全くゼロではなく自然界にもありますので、人体に影響あるかないかという意味ではない状態だということは申し上げられるかと思いません。

○平間会長

広報活動は県と一緒に、南相馬市は県が実施する全量全袋検査、モニタリング検査に移行する考え方、消費者が抵抗感を持たないようにする方策など何か考えているか。

○農政課

今回移行するということになれば、皆様に情報をお渡しするということで検討はしています。今回、全地域一律移行するということではなく、これまで同様の検査地区がまだありますので、そこへの配慮をしながら一定程度の安全性が担保されたと市民の皆さんにお示しできるような方法を、検討をしていきたいと考えています。

○平間会長

例えばテレビコマーシャルや新聞の折り込みや広報に入れていく考えはあるのか。

○農政課

一定の費用対効果は検討し、皆さんの目に留まるような形でお示しできればなと考えています。

○小林委員

南相馬の米は全袋の全量検査をしているから安心なので、購入しているという消費者もいると思う。それがモニタリングで出ないから大丈夫であるというのは、かなりギャップがあると思う。福島県と足並み揃えてやる検査に移行することは、消費者を守る、農家を守る政策になるのかその辺はどう考えているのか。

○農政課

消費者の方が心配だからと購入を控えたいなどというお話があれば、そうならないように、今まで通り検査をできるような体制というのをしっかり取らなくてはならないと考えています。

また、こういった方針を作成する過程の中で、各商工会の団体、農業者の団体または消費者の方に意見をお聞きしましたら、全量全袋検査をまだやっていたのだという意見やそんな検査はもう気にしていない、気にしていないから自分たちは市内の農業者を応援しなくてはいけないという意見もありますので、そういった時期に来ているのかなと思っております。行政も一歩進んで、一長一短あると思われるモニタリングに移行する中で、思い切って舵を取る時期なのではと思っています。

○平間会長

柔軟性を持って対処していくということによろしいですか。

○農政課

はい。

○逢坂委員

いろいろ問題がありますが、不安な人はいつまでたっても不安ですから割り切っていくという考え方が私はいいと思う。

○坂下委員

学校給食に関して、南相馬市のお米は基準値を超えたお米はないということ
で安全ということをしかりと保護者の方にご理解いただけるようになってほしい。

○農政課

はい。

○小林委員

飼料米は人間が食べてもいいお米になるのか、その辺の区分けというのは地域によって違うのか、今どうなっているのか教えてほしい。

○農政課

地域によって、そういう区分けはないので飼料用米、主食用米、それぞれ購入単価契約等によって金額も違いますので、それぞれの生産者の選択により判断していただいて、飼料用米という形で出荷する方もいればそうではない方もいるという現状です。

○小林委員

生産者が要するに人間に食べさせるのかを決めているということなのか。わかりました。

○藤原委員

大事な食についてのお話ですが、私もあまりこだわらなくてこの状態でいいのかなと考えている。

○長川委員

震災直後に茨城県の農学部の教授の講演を聞いた。教授は調べると確かに土の中には放射性物質が結構あったが、米そのものには全くなかったと言っていた。粳穀に放射性物質がつくことはあっても、ちゃんと精米するとつかない、だから本当は安全だけれど、問題になるので言葉にしないとされていた。買うか買わないかは消費者に委ねられている。牛は普通に食べるし、飛行機に乗った時にも放射能を受ける、有益であれば、レントゲンを受けたり、MRIを受けたりしている。モニタリングに移ってあとはだんだんなくなっていくのが自然なのではと私は思う。

南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例の一部改正（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明

○平間会長

石神第一幼稚園、石神第二幼稚園廃止について。現在、石神地区にさゆり幼稚園を作っているが、今まで青葉幼稚園を利用していた石神の子供たちが戻るという想定すると、今まで利用されていた幼稚園や保育園の子供たちが少なくなる。公立の高平幼稚園と大甕幼稚園にも影響が出るのでは。幼児の取り合いが考えられないか。少ない幼児をどの様に市の方では調整していくのか教えてほしい。

○こども育成課

園児についてですが、令和3年2月に策定しました南相馬市幼稚園保育園等のあり方に関する課題対応方針におきまして、公立施設、また私立施設の対応方針を定めております。その中で、私立施設の定員を優先的にとということで定めておりますので、私立の方を優先にということを考えております。

○鎌田委員

さゆり幼稚園関係者です。幼稚園機能と保育園機能そしてこれから私達が建てようとしている認定こども園の機能は、全く違うもの。保護者さんが小さい子を預ける場所が今少ないということは、今のさゆり幼稚園は1号認定の幼稚園機能なものですから、3号認定の子供たちを預かることはできない。共働きをしているお父さんお母さんたちは下の子は保育園に預け、幼稚園機能にお兄ちゃんお姉ちゃんを預けるとなると2ヶ所の園を行き来しなくてはいけないが、そういった保護者が今現在増えてきている現状がある。

そういうことも踏まえて、1号、2号、3号認定も受けることができる認定こども園を建てていく構想が始まった。この資料にもあったようにあずま保育園、さくらい保育園が廃園し、聖愛保育園はその後6号線の方でやって、私達は石神地区、それから南幼稚園も同じく令和7年4月から認定こども園に変わっていく。これからは保育の現場というのは、認定こども園の機能が大事になってくるのではと思っている。

暮らしの中で幼稚園機能だけを利用したいお母さんはいらっしゃると思う。どうしても働いて子供を預ける場がないから、そういったときに下の子と上の子を両方一緒に同じところに入れるためには、保育園とか、それから認定こども園を利用するしかないことではないかと思う。

また、定員を考えると私達が選ぶことはできず、市の方で定員を管理しているので希望した園に入れなかった子は別な認定こども園を勧められるので、過度な競争になるようなことはないと思う。それぞれの生活に合った場所を利用者はそれぞれ選んでいけばいいことであり、市が窓口になっているので、市の方たちがいろんな方面に万遍なくニーズを合わせていくのだと思っている。

○平間会長

この認定こども園の制度は大変良いと思うし、これから南相馬市内も広がっていくと思う。その方向は非常に良いと思う。

○小林委員

0歳から5歳児の年度ごとの人口予測をみての質問です。公立でも私立でも良いが1施設当たり定員は何人ぐらいになるのか検討しているのか教えてほしい。

○こども育成課

利用定員につきましては、毎年入園の人数もあるので見直しをして、子ども・子育て審議会で審議をしていただき決定しています。令和7年度は新たに認定こども園が開園されますので、令和7年分についてはまだ決定していません。

○小林委員

公立と私立を含めた形で今現状は何園あるのか。今の人口、子供たちの数からみて園を廃止することでも、定員に収まれば良いが溢れてしまうことになってしまうと大変なことになってしまうのではないかと。

○こども育成課

利用定員は現在休園の施設については含めないで検討しています。現在、廃園を考えている施設を反映したとしても、利用定員はその分を含めて検討しているということです。

○小林委員

今開園している園で計算するから十分大丈夫という回答で理解する。

○逢坂委員

広報を配布する立場にいるが、数年前、配布した市の広報に幼稚園入園児募集記事が載っていた号があった。すぐに希望の幼稚園に連絡を入れたら受付終了と言われてしまったと相談されたことがある。認可外を利用すればいいだろうが料金が安い。広報はなんのためにあるのか。市でも広報を配布するからにはしっかりしていただきたい。また、廃園したことで同様の事例が増えてくるのではないかと。

○鎌田委員

震災後子供たちが少なくなってきたことで、公立と私立も同じように募集できるように南相馬市の私立幼稚園3園も広報に載せていただくようになりました。園同士で協定を結び、抜け駆けしないよう募集日を決めて市に伝えて載せ

ていただいていた。逢坂委員のお話をお聞きすると３園の中で協定破りをした園があったようです。３園の中での募集方法の問題であって、市の広報の責任ではないように思います。

○平間会長

それは不公平感があるので、こども育成課の方が行司役となり指導していただきたい。

○こども育成課

補足になりますが先ほど認可外、保育施設につきましてお話が出ましたが、認可外保育施設につきましても、利用した方につきましては月額上限４万２０００円として助成をしております。

○小林委員

待機児童の現状はどうなっているのか。

○こども育成課

令和６年４月１日現在では、待機児童はおりませんけれどもやはり年度途中は発生いたします。１０月１日現在では２０人ほど待機児童が発生している状況です。

○小林委員

途中からだ待機児童は入れない仕組みになるのか受け入れることはできないのか。

○こども育成課

待機になってしまうケースがありますけれども極力調整をして認可外保育園などおすすめてそちらに入っていただくよう、待機児童が出ないように努力しているところですが、どうしても年度途中で発生する状況です。

○長川委員

市役所に子育て世帯に優しいと掲げているが、資料を見ると子供たちは減っていくっていう考え方をしている。南相馬市は、もう人は増えないっていう考え方のもとに作っていると思われる。子供たちが少ないのは確かだと感じる。南相馬市は特別な魅力のないところが魅力だと思っている。皆さん来てください

ということをして市としてアピール方法を考えていくと、いろんな方たちが入ってくるのではないかなと思う。

○こども育成課

追加ですが、令和7年4月に3施設が新たに開園しまして、利用者定員につきましては0から2歳児で、全部で52名ほど定員が増える予定となっています。

○坂下委員

各幼稚園保育園の施設だが、竣工してからかなりの年数が経っている施設も見受ける。廃園後の利活用ということで、提案していただいているとは思いますがどうしても使用しなくてはならないのか。

○こども育成課

公共施設の利活用については、市の市有財産利活用基本方針がありますので、それに基づき現在進めています。庁内で希望調査を行ったところ、利用希望はありませんでした。次には劣化度調査とかいろんな調査がありますがけれども、解体の必要がないような建物であれば、民間に対して事業調査を行い、これでも利用がないとなれば解体というような手続きになります。

○志賀委員

認定こども園は今現在、南相馬市内小高区、鹿島区も含めて何施設あるのか

○こども育成課

認定こども園は、市内に公立1施設、私立1施設、合わせて2つになります。令和7年度になりましたら、民間の認定こども園が3施設増えますので全部で5施設となります。

○志賀委員

認定こども園が増えることによって、先生方の数は充足できるという方向で良いか。

○こども育成課

職員の確保につきましては、それぞれの園で募集するなどして概ね確保できるということで聞いています。

○平間会長

間に合っているということですか。現在、職員は間に合っていますか？実際のところはどのようなのでしょうか。鎌田委員教えてください。

○鎌田委員

正直に言うと足りない。当園も認定こども園をやっていくことになると、職員数を増やさなくてはならない。0歳は3人に1人の先生ですが、安全性を考えるとやはり先生がもう1人必要になってくるのではないかなと思うと、本当にぎりぎりの体制です。開園していくためには職員を確保していかないとならないので、四苦八苦している状況です。

4 その他

地域協議会視察研修詳細について

次回の開催日程について

事務局より説明

事務局より説明。

5 閉会

以上のとおり相違ありません。

会長

平間 勝成

会議録署名人

逢坂 昂

会議録署名人

長 川 清隆